

所得税法第56条の廃止めざし、新潟県議と懇談

委員会所属全野党議員から賛同得る！

新商連婦人部協議会（新潟県婦協）は新潟県議会への『所得税法第56条廃止を求める請願』提出に向け新潟県議へ懇談を申し、2月に懇談を行いました。自民党議員を除く全総務文教委員会所属議員との計4回の懇談では、いずれも「趣旨はよく分かる」「56条は人権問題だ」と賛同を得ました。

17日の民主党・秋山三枝子議員との懇談には、渡辺会長・和合副会長・坂爪事務局が参加しました。

冒頭秋山議員が「県議1年目です。請願を提出する前にこうして趣旨を説明にきてくださるのはみなさんが初めてで、今日はお話できるのを楽しみにしていました」と懇談を歓迎。和やかに話がスタートしました。最初「所得税法第56条の問題について恥ずかしながら初めてお聞きしました。申告の仕方、白色申告・青色申告の違いについて詳しく教えてください」というので、渡辺会長が、憲法の租税法律主義に基づく『自主申告』の考え方や青色申告者の記帳の複雑さや困難さについて説明しました。秋山議員は青色申告の選択による専従者控除についても触れ「単純に青色にすればよいという話ではないですね。取り消される場合もあるなら青色申告の方も、本当の意味で働き分が認められているとは言えないのでは」と話しました。その他渡辺会長の「以前は主人と一緒に美容室をしていましたが今は独立してやっています。当時、独立のためお金を借りるときも自分の名前では借りられず、主人の名前で借りなければいけなかった」という話に、「気持ちはよくわかる」と共感し、家父長制が色濃く残る時代錯誤の税法であることや、現に家族従業者の地位向上を妨げていることに理解を示しました。

また、「この問題についてもう少し勉強します。紹介議員になるかどうかは会派の考えによります。地元上越の自民党の先生との懇談が具体化したら私も同席させてください」と今後の運動に繋がる前向きな回答を得ることができました。

24日の社民党・長部登議員との懇談には、和合副会長・五十嵐副会長・卯田新潟民商婦人部副会長・小山事務局が参加、社民党県連代表で県議の小山芳元議員も同席しました。

事前にパンフレットをよく読んで問題点を整理していた長部議員は「これを読む限り反対する理由は見当たらない。一つだけ、『給料』と『控除』の違いを説明してください」と話したので和合副会長が説明しました。「『給料』は経費になるので税金は売上から引いた所得に税金がかかりますが、『白色専従者控除』は経費として引かれないで控除になるため、事業主の所得の額によって変わる場合もあります」と話すと、「なるほど」と納得しました。

小山議員も、請願趣旨について「よくわかりました。みなさんの考えに賛成です」と明確に伝えてくれました。

この間の新潟県議との懇談を通じて、県婦協三役は「56条の問題で県議と懇談する機会が持てたこと自体にとっても意義があるし、懇談した4人全員から賛同を得られて心から嬉しい」「問題点を丁寧に説明する場が設けられれば、私たちの道理ある主張は聞き入れてもらえる」と確信が持てた。「壁は厚いが、自民党議員からの賛同が議会採択には不可欠。今後は自民党支持団体や男女共同参画推進団体への働きかけに取り組んで行く必要がある」「自民党議員から賛同を得るため、地元民商婦人部と一緒に懇談の機会を設けていきたい」など、運動前進への喜びや確信、今後の運動への決意を笑顔いっぱいに語りました。

